

昭和五十六年文部省令第三十三号

大学通信教育設置基準

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三  
条及び第八十八条の規定に基づき、大学通信教  
育設置基準を次のように定める。

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)が  
行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定  
めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、通信教育を行  
う大学を設置し、又は大学において通信教育を  
開設するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下  
した状態にならないようにすることはもとより、  
その水準の向上を図ることに努めなければ  
ならない。

(通信教育を行い得る専攻分野)  
第二条 大学は、通信教育によつて十分な教育効  
果が得られる専攻分野について、通信教育を行  
うことができるものとする。

(授業の方法等)  
第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教  
材を送付若しくは指定し、主としてこれにより  
学修させる授業(以下「印刷教材等による授  
業」という。)、主として放送その他これに準ず  
るもの視聴により学修させる授業(以下「放  
送授業」という。)、大学設置基準第二十五条第  
一項の方法による授業(以下「面接授業」とい  
う。))若しくは同条第二項の方法による授業  
(以下「メディアを利用して行う授業」とい  
う。))のいずれかにより又はこれらの併用によ  
り行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に  
当たっては、添削等による指導を併せ行うもの  
とする。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修  
させることができる。

第四条 授業は、定期試験等を含め、年間を通じ  
て適切に行うものとする。

第五条 各授業科目の単位数は、一単位の授業科  
目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつ  
て構成することを標準とし、次の基準により計  
算するものとする。

一 印刷教材等による授業については、四十五  
時間の学修を必要とする印刷教材等の学修を  
もつて一単位とする。

二 放送授業については、十五時間の放送授業  
をもつて一単位とする。

三 面接授業及びメディアを利用して行う授業  
については、大学設置基準第二十一条第二項  
各号の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研  
究、卒業制作等の授業科目については、大学設  
置基準第二十一条第三項の定めるところによ  
る。

(卒業の要件)  
第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二  
条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべ  
き単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、  
面接授業又はメディアを利用して行う授業によ  
り修得するものとする。ただし、当該三十単  
位のうち十単位までは、放送授業により修得し  
た単位で代えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)  
第七条 大学は、大学設置基準第二十九条の定め  
るところにより単位を与えるほか、あらかじめ  
当該大学が定めた基準に照らして教育上適当で  
あると認めるときは、通信教育の特性等を考慮  
して文部科学大臣が別に定める学修を当該大  
学における履修とみなし、その成果について単  
位を与えることができる。

第八条 削除

(専任教員数)  
第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六  
号)第八十六条に規定する通信による教育を行  
う学部(以下「通信教育学部」という。))にお  
ける専任教員の数は、別表第一により定める教  
授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信  
教育を併せ行う場合においては、当該学部が行  
う通信教育に係る収容定員四千人以上につき四  
人の専任教員を増加するものとする。ただし、当  
該増加する専任教員の数が当該学部の通信教育  
に係る学科又は課程における大学設置基準第十  
三条の規定による専任教員の数の二割に満たな  
い場合には、当該専任教員の数の二割の専任教  
員を増加するものとする。

3 大学は、大学設置基準第三十一条第一項の科  
目等履修生その他の学生以外の者を前二項の学  
部の収容定員を超えて相当数受け入れる場合  
においては、教育に支障のないよう、相当数の  
専任教員を増加するものとする。

(校舎等の施設)  
第十条 通信教育学部を置く大学は、当該学部  
に係る大学設置基準第三十六条第一項に規定す  
る校舎を有するほか、特に添削等による指導並  
びに印刷教材等の保管及び発送のための施設(第  
三項において「通信教育関係施設」という。))  
について、教育に支障のないようにするものと  
する。

2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のと  
おりとする。ただし、通信教育学部のみを置く  
大学であつて、インターネットその他の高度情  
報通信ネットワーク(以下この項において「イ  
ンターネット等」という。))を利用して教室以  
外の場所のみにおいて授業を履修させるもの  
については、インターネット等を利用して行う授  
業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を  
当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障  
がないと認められる場合は、この限りでない。

3 昼間又は夜間において授業を行う学部が通信  
教育を併せ行う場合にあつては、大学は、通信  
教育関係施設及び面接授業を行う施設につい  
て、教育に支障のないようにするものとする。

4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生  
の利用に支障のないよう相当数の座席を備える  
ものとする。

(通信教育学部の校地)  
第十一条 通信教育学部のみを置く大学は、教育  
に支障のない場合には、運動場を設けないこと  
ができる。

2 通信教育学部に係る校地の面積については、  
当該学部における教育に支障のないものとし  
る。

(添削等のための組織等)  
第十二条 大学は、添削等による指導及び教育相  
談を円滑に処理するため、適当な組織等を設け  
るものとする。

(その他の基準)  
第十三条 通信教育を行う大学の組織、編制、施  
設、設備その他通信教育を行う大学の設置又は  
大学における通信教育の開設に関する事項で、  
この省令に定めのないものについては、大学設  
置基準(第二十三条を除く。))の定めるところ  
による。

附 則 抄  
1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行  
する。ただし、次項の規定は、公布の日から施  
行する。

2 昭和五十八年度に設置しようとする通信教育  
を行う大学の設置認可又は同年度に開設しよう  
とする大学の通信教育の開設認可の申請に係る  
審査に当たつては、この省令の規定の適用があ  
るものとする。

3 この省令施行の際、現に通信教育を開設して  
いる大学の組織、編制、施設及び設備で、この  
省令の施行の日前に係るものについては、当分  
の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和五十九年一〇月三十一日文部省  
令第五二号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年六月三日文部省令第二  
六号)  
この省令は、平成三年七月一日から施行す  
る。

2 この省令施行の日前に大学が行う通信教育の  
聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目に  
ついて聴講の成果の認定を受けている者で、当  
該大学に入学した場合には改正前の第八条の規  
定により当該聴講生としての聴講を当該大学に  
おける履修とみなし、その成果について単位を  
与えることができることとなるものについては  
は、当該聴講生として授業科目を聴講し、その  
成果の認定を受けたことをもつて大学設置基準  
第三十一条第一項の科目等履修生として当該大  
学の通信教育における授業科目を履修し、単位  
を修得したものとみなす。

附 則 (平成一〇年三月三十一日文部省令  
第二二号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日文部省令  
第四一号)  
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 この省令の施行の際現にされている認可の申  
請に係る審査については、なお従前の例によ  
る。

附 則 (平成一二年一〇月三十一日文部省  
令第五三号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法  
律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日  
(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日文部科学  
省令第四五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

